

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書</p> <p>(略)</p> <p>■ カウンターパーティー一覧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○COMMERZBANK AG (銀行業:BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁]) (追加)</p> <p>(略)</p> <p>○UBS 銀行 (銀行業:SFBC[スイス連邦銀行委員会]) UBS AG (略)</p> </div> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>(略)</p> <p>v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額 (計算上の損益を含みます。) が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること (追加)</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書</p> <p>(略)</p> <p>■ カウンターパーティー一覧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>○COMMERZBANK AG (銀行業:BAFIN [ドイツ連邦金融監督庁])</p> <p><u>○クレディ・スイス銀行(銀行業:FINMA[連邦金融市場監督機構](スイス))</u> <u>Credit Suisse AG</u> (略)</p> <p>○UBS 銀行 (銀行業:FINMA[連邦金融市場監督機構](スイス)) UBS AG (略)</p> </div> <p>店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為</p> <p>(略)</p> <p>v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額 (計算上の損益を含みます。) が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること</p> <p><u>w. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合 (注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合) には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合 (注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合) にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること</u></p> <p><u>x. 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること (顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)</u></p>

(略)

1. 当社の概要

(略)

業務内容 金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
登録番号 関東財務局長（金商）第 278 号
兼業業務 ○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営
○外国為替の情報配信サービス

加入する協会 一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1504）

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

- 差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

(略)

- スワップポイント
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。（追加）
(追加)

y. 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

(略)

1. 当社の概要

(略)

業務内容 金融商品取引業（第一種金融商品取引業、投資助言・代理業）
登録番号 関東財務局長（金商）第 278 号
兼業業務 ○外国為替証拠金取引トレードシステムの提供・運営
○外国為替の情報配信サービス

○外貨両替サービスの紹介

加入する協会 一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

(略)

店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

(略)

- 差金決済（さきんけっさい）
先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

○指定証拠金（していしょうこきん）

注文時に指定された証拠金額を指定証拠金といいます。新規注文にあたり、取引余力から注文内容に応じてご自身で証拠金額を指定して注文します。

(略)

- スワップポイント
店頭外国為替証拠金取引におけるロールオーバーは、当該営業日に係る決済日から翌営業日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、組合せ通貨間の金利差を調整するために、その差に基づいて算出される額をスワップポイントといいます。

○スリッページ

顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格

(略)

○ 取引証拠金 (とりひきしょうきん)

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

(追加)

(略)

○ 評価損益 (ひょうかそんえき)

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。

(追加)

(略)

以上

とに相違があることをいいます。

(略)

○ 取引証拠金 (とりひきしょうきん)

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

○ 取引余力 (とりひきよりょく)

口座資産内の余剰資産を指します。なお、取引余力の金額により発注可能となる注文数量が決まります。また、スワップポイントの受払いは取引余力に加減されますので、スワップの支払いによって取引余力がゼロを下回った場合、建玉が全て決済されますのでご注意ください。

(略)

○ 評価損益 (ひょうかそんえき)

買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、時価により算出されたものをいいます。

○ 予約指定証拠金 (よやくしていしょうきん)

「注文中照会」画面の取引区分「注文中」にある、未だ約定していない発注済み新規注文に対する指定証拠金を指します。

(略)

以上